

## 安城市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結婚等に伴う新生活に際して支出した費用の一部を補助することにより、新婚の夫婦等の経済的不安の軽減及び地域における少子化対策を図るため、予算の範囲内で交付する安城市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的に協力し合うことを約束した関係であって、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 夫婦等 夫婦又はパートナーシップ関係にある双方をいう。
- (3) 結婚等 婚姻又はパートナーシップ関係となることをいう。

### (補助対象夫婦等)

第3条 補助金の交付の対象となる夫婦等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 結婚等に係る届出が受理された日（以下「婚姻等の日」という。）が第7条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の1月1日以後であること。
- (2) 婚姻等の日における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から3月15日までの間である場合は、前々年）における夫婦等のそれぞれの所得（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学のために貸与された資金をいう。以下同じ。）を返済している者にあつては、貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。）を合算した額が500万円未満であること。
- (4) 申請日において、夫婦等の住民票の住所がいずれも補助金に係る住宅の位置と同一であること。ただし、単身赴任等夫婦等の一方の住民票の住所が、当該住宅の位置と異なることについて、やむを得ないと市長が認める場合は、この

限りでない。

(5) 夫婦等がいずれも過去に補助金（類似する他の市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。）の補助金等を含む。）の交付を受けていないこと。

(6) 夫婦等がいずれも市税を滞納していないこと。

(7) 夫婦等がいずれも市内に住み続ける意思があること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、夫婦等の共同生活を営むための市内の住宅に係る別表に掲げる費用であって、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月15日までに夫婦等が支払ったものとする。ただし、国、県、及び本市の他の補助金等の交付の対象となっている費用は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる夫婦等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 婚姻等の日における年齢がいずれも29歳以下である夫婦等 60万円

(2) 前号以外の夫婦等 30万円

（補助金の支給限度等）

第6条 補助金は、夫婦等の一方を対象とし、かつ、一年度限り支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、最初の申請日の属する年度に係る補助金の支給額が前条ただし書に定める上限の額に達しない夫婦等については、その翌年度に限り、補助金を支給することができる。この場合における同条ただし書の適用については、「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額から前年度に係る補助金の支給額を控除した額」とする。

3 前項の場合においては、第3条第1号、第3号及び第5号の規定は適用しない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安城市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類（本市が保有する公簿等によって市長が確認することに同意したものを除く。）を添えて、補助対象経費を支払った日の属する年度の6月1日から翌年3月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦等の婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ関係にあることを証明する書類の写し
- (2) 夫婦等の住民票
- (3) 夫婦等の申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から3月15日までの間である場合は、前々年）における所得を証明する書類
- (4) 夫婦等の市税の納税状況を証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（該当する場合）
- (6) 住宅の売買契約書（建物の金額が明記されているものに限る。）、住宅の引渡日が確認できる書類及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を購入した場合）
- (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を建築し、又はリフォームした場合）
- (8) 住宅のリフォーム工事の完了日が確認できる書類（住宅をリフォームした場合）
- (9) 住宅の賃貸借契約書、夫婦等の給与明細等住宅手当等の有無が確認できる書類及び領収書の写し又は支払証拠書類（住宅を賃借した場合）
- (10) 引越費用に係る領収書の写し又は支払証拠書類（引越費用がある場合）
- (11) 住宅手当等の額が確認できる書類（住宅を賃借し、及び住宅手当等が支給されている場合）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による交付申請を安城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年安城市条例第7号）第3条の規定により行う場合には、前項各号に掲げる書類に記載すべき事項と併せて当該者の住所、氏名及び生年月日が記載された運転免許証、個人番号カード（個人番号を読み取れないよう非表示処理したものに限る。）、その他の官公署が発行する顔写真付きの身分証明書を送信しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定より補助金を支給する申請者に係る申請書兼実績報告書に添付する書類は、別に市長が定める。

（交付決定又は不交付決定）

第8条 市長は、申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、安城市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第2。以下「決定通知書」という。）により、適当でな

いと認めるときは、安城市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、決定通知書を受け取った日から30日以内に、安城市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

（決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行のために必要な行為は、令和6年6月1日前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	対象とする費用
住宅取得費用	結婚等を機に取得（婚姻等の日より前に取得した場合は、その取得日が婚姻等の日から起算して1年以内のものに限る。）する住宅に係る建物の購入費用若しくは建築費用又はこれらの費用に係るローンの支払費用（手数料及び利息を除く。）
住宅リフォーム費用	結婚等を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事（婚姻等の日より前に完了した工事の場合は、その完了の日が婚姻等の日から起算して1年以内のものに限る。倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事及びエアコンその他の家電の購入及び設置を除く。）に要した費用又は当該費用に係るローンの支払費用（手数料及び利息を除く。）
住宅賃借費用	結婚等を機に賃借（原則として、夫婦等の一方又は双方を契約名義人とし、婚姻等の日より前に賃借を開始した場合は、その賃借に係る契約期間の初日が婚姻等の日から起算して1年以内のものに限る。）する住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料。ただし、次に掲げるものの支給を受けている場合は、当該支給を受けている額に相当する額を控除する。 （1）勤務先から支給される住居手当等 （2）生活保護による生活扶助又は住宅扶助等
引越費用	結婚等を機に住宅に引越し（婚姻等の日より前に引越しをした場合は、その引越日が婚姻等の日から起算して1年以内のものに限る。）するために引越業者又は運送業者へ支払う費用